熊本県障がい福祉計画 （第8期熊本県障がい福祉計画・第4期熊本県障がい児福祉計画：令和9年度～令和11年度） 概要

資料6

1章　計画の概要

・障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定
・第7期熊本県障がい者計画のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け

2章　計画の基本方針

基本理念

▼障がいのある方の意向を尊重し、多様な福祉サービスを総合的に提供します。さらに、ご家族や地域の方々との自然なつながり（インフォーマルな関係性）も大切にし、生活全体の質がより向上するよう創意工夫をもって取り組みます。≪改正≫
（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 （2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 （3）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 （4）地域共生社会の実現に向けた取組
（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援 （6）障がい福祉人材の確保・定着 （7）障がい者の社会参加を支援 （8）災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

基本的考え方

▼誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、県内全域での訪問や日中活動、居住支援の充実による地域移行や就労促進を図ります。また、障がい当事者家族を一体的に支援する取り組みを推進します。
▼あわせて、関係機関と連携した包括的な相談支援体制の構築や、児童発達支援センターを中核とする障がい児への切れ目ない重層的支援とインクルージョンを推進します。
▼さらに、専門人材の確保・育成とテクノロジー活用によるケアの質向上に取り組み、持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を総合的に整備します。
▼令和8年熊本地震の教訓を踏まえ、有事においても障がいのある方の安全・安心を守るため体制強化

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保≪改正≫
①訪問系・日中活動系サービスの充実 ②地域移行と居住支援の強化 ③地域生活支援拠点等の機能拡充 ④一般就労への移行推進 ⑤専門的支援の充実 ⑥依存症対策の推進
（2）相談支援の提供体制の確保≪改正≫
①相談支援体制の強化 ②地域定着と包括的ケアの推進 ③発達障がい者等への支援 ④協議会の活性化
（3）障がい児支援の提供体制の確保≪改正≫
①重層的な地域支援体制の構築 ②関係機関との連携とインクルージョンの推進 ③特別な支援が必要な児童への対応 ④相談支援と人材育成
（4）人材の確保・定着、生産性向上≪新規≫
①障がい福祉人材の確保・定着 ②当事者視点に立った生産性向上
（5）災害対策や感染症対策の充実≪新規≫
①多様な避難環境の整備と備え ②福祉サービスの事業継続 ③情報システムを活用した迅速な支援体制 ④在宅避難者への訪問支援

3章　障がい者等を取り巻く状況

1 統計データ≪改正≫ 2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取≪改正≫ 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

4章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行　考え方

▼施設入所者の地域生活への移行に向け、意思決定支援を適切に行い体制を整えます。また、グループホームの整備や居室の環境改善、専門支援の強化を通じ、生活の質と安全性を高めます。≪改正≫
○【成果目標】
(1)地域生活移行者数の増加
R7年度末時点の施設入所者数のうち(6%)以上が地域生活へ移行
(2)施設入所者数の減少
R7年度末時点の施設入所者数から(5%)以上が減少
○【活動指標】
地域移行・地域定着・共同生活援助・自立生活援助・ 生活訓練の利用者数、個室化割合≪新規≫、地域移行等意向確認担当者の意向確認件数≪新規≫

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　考え方

▼精神障がい者への地域包括ケアシステム構築に向け、保健・医療・福祉が連携した基盤整備とインクルーシブな社会づくりを推進します。また、地域移行や退院促進に向けた目標を設定し、多様な障がい特性や家族の課題に配慮した支援体制を整備します。≪改正≫
○【成果目標】
(1)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
(2)精神病床における1年以上長期入院患者数(慢性期入院患者数)
(3)精神病床における早期退院率
・入院後3月時点再入院率:10.3%以下 6月時点再入院率:17.4%以下 1年時点再入院率:25.7%以下
(4)心のサポーター数≪新規≫ (5)住民の心の状態(K6指標)≪新規≫
○【活動指標】
(1)地域移行・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・生活訓練、短期入所≪新規≫ の利用者数
(2)精神病床から退院後の行き先別の退院患者数 (3)心のサポーター養成研修等実施回数≪新規≫

3 福祉施設から一般就労への移行等　考え方

▼福祉施設利用者等の一般就労への移行と職場定着を促進するため、各事業の特性に応じた総合的な支援を推進します。本人の希望に沿った就労を実現する「就労選択支援」の利用促進に加え、工賃向上や農福連携、重度障がい者や学生への支援、就労系サービスの一時的利用など、個々の状況や高齢化等に伴う多様なニーズに柔軟かつ円滑に対応する体制を整備します。≪改正≫
○【成果目標】
(1)福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
一般就労に移行する者の数 (R6年度実績の1.31倍以上)
うち 就労移行支援事業 (R6年度実績の1.14倍以上)
就労継続支援A型 (R6年度実績の1.52倍以上)
就労継続支援B型事業 (R6年度実績の1.67倍以上)
(2)就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上
(3)就労定着支援事業の利用者数の増加 217人(R6年度実績の1.47倍)以上
(4)就労定着支援事業所の就労定着率の増加
就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上
(5)圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置≪新規≫
(6)就労選択支援事業の利用者数≪新規≫
○【活動指標】
(1)職業訓練の受講者数 (2)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数(3)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (4)公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数

4 障がい児支援の提供体制の整備等　考え方

▼児童発達支援センター等が担う機能を県内全域で確保します。また、保育所等訪問支援の活用や関係機関による協議の場を設置し、保育・教育・子育て支援の連携を強化することで、障がい児の社会参加と地域全体でのインクルージョンを推進します。≪改正≫
○【成果目標】
(1)4つの中核機能を有する事業所の設置数(児童発達支援センター等)
R11年度末時点で市町村又は圏域ごとに1箇所
(2)保育・教育等の関係機関が連携する「協議の場」の設置市町村数≪新規≫
R11年度末時点で市町村又は圏域で年1回以上
(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置市町村数
R11年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域ごとに設置
(4)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町村数
R11年度末時点で主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域ごとに設置
(5)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数
R11年度末時点で医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を市町村又は圏域ごとに設置
(6)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数
R11年度末時点で○○人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(7)「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた支援提供体制の構築≪新規≫
R11年度末までに全ての市町村(又は圏域)において、障害児相談支援事業所を設置
(8)広域的支援人材又は中核的人材の修了者数≪新規≫
R11年度末までに、強度行動障害の状態にある児童の状況や支援ニーズを的確に把握し、地域の関係機関が連携して対応できる支援体制の整備

5 地域生活支援の充実　考え方

▼全圏域での地域生活支援拠点等の整備を進め、地域生活支援体制を確保します。拠点にはコーディネーター等を配置し、実績に基づく検証により機能を充実させます。また、強度行動障がいの状態にある者に対しては、個別のニーズに応じた関係機関による密な支援体制を構築します。≪改正≫
○【成果目標】
(1)コーディネーター、拠点構成事業所の連携担当者の配置 (新規)
①R11年度末時点でコーディネーターを配置した地域生活支援拠点等の割合:100%
②R11年度末時点で拠点等を構成する全事業所に連携担当者を配置した地域生活支援拠点等の割合:100%
(2)地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討した回数
R11年度末までに市町村または圏域で年1回以上実施

6 相談支援体制の充実・強化等　考え方

▼市町村における基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の連携強化、基幹相談支援センターの協議会運営の関与による個別事例の検討を通じた支援体制の整備に向け、官民協働で後方支援に取り組みます。また、相談支援専門員の計画的な養成やセルフプランの現状分析により、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた体制構築を進めます。
○【成果目標】≪改正≫
(1)基幹相談支援センターの設置市町村数
R11年度末時点で基幹相談支援センターを市町村又は圏域ごとに設置
(2)「のぞまないセルフプラン」の解消≪新規≫
R11年度末までにのぞまないセルフプランをゼロとする
○【活動指標】
(1)アドバイザーの配置人数 (2)市町村に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数

7 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上　考え方

▼障がい福祉専門人材の計画的な養成研修を実施するとともに、意思決定支援ガイドラインの普及と当事者視点による実践研修を推進します。また、人材確保や生産性向上を支援するワンストップ窓口を設置し、連携協議会と一体となって職場環境の改善や事業者の経営支援を総合的に取り組みます。
○【成果目標】
(1)相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数
(2)人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置≪新規≫
(3)ワンストップ窓口との連携を図る協議会の設置≪新規≫
○【活動指標】
ワンストップ窓口の利用状況及び福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合≪新規≫

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組　考え方

▼ニーズに即した質の高いサービス提供のため、利用状況の的確な把握と体制検証を行い、適正な運営を確保します。あわせて情報公表制度を徹底し、良質なサービス選択を支援します。≪改正≫
○【成果目標】
障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率を100%とする≪新規≫
○【活動指標】
(1)計画的な人材養成の推進 (2)指導監査結果の関係市町村との共有

9 発達障がい者等に対する支援　考え方

▼県内の発達障がい者支援センターや地域支援マネジャーを通じ、市町村対応が困難な強度行動障がいやひきこもり等の事例に対し専門的な助言を行い、相談支援体制を充実させます。
○【活動指標】
(1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数 (2)発達障がい者支援センターによる相談支援件数
(3)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
(4)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの研修、啓発件数
(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数 (6)ピアサポートの活動の実施回数

10 高次脳機能障がい者に対する支援　考え方

▼高次脳機能障がい者の支援体制整備に向け、支援センター設置やコーディネーター配置、専門医療機関の確保を推進します。地域協議会を通じてニーズを的確に把握するとともに、ピアサポートの活用や多機関の緊密な連携により、医療から社会参加に至るまで、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。
○【活動指標】
(1)高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数≪新規≫
(2)高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数≪新規≫
(3)高次脳機能障がい者支援センターにおける相談件数≪新規≫
(4)高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発≪新規≫

5章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

① 利用量の単位:利用量の見込みは(人日／月) 訪問系サービスは(時間／月) ただし、就労選択支援・就労定着支援・療養介護
居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。
② 利用者数の単位:利用者数の見込みは(人／月)

令和11年度見込量	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	児童発達支援	放デイ	保育所等訪問支援	居宅訪問型児発	障害児入所	障害児相談
利用量	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	—	未定	未定	未定	–	–	未定	–	–	–	–	未定	未定	未定	未定	–	–
利用者数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定

6章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

サービス提供に係る人材育成のための各種研修の開催、多職種間の連携推進、障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

7章　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施≪改正≫

事業の内容及び見込量

8章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項≪改正≫

虐待の防止、意思決定支援の促進、文化芸術活動、スポーツ等の振興を通した社会参加の促進、情報の取得・利用支援、意思疎通の支援、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実、就労支援に向けた取組、ファミリーブラン作成モデル事業の制度化実現に向けた取り組み、災害対策や感染症対策強化(二次避難先等の確保、発災時における迅速な情報収集と支援等、災害支援ネットワークとの連携)

9章　熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績
（熊本県障がい福祉計画（第6期～第7期）・障がい児福祉計画（第2期～第3期）の実績）